令和６年度　千葉市独自の男性従業員向けの育休奨励金についてご案内
～事業主（20万円）及び従業員（5万円）にも支給します～

1　給付要件の確認（※本奨励金と厚生労働省の両立支援等助成金は併給不可です）

（事業主）
- ☑ 千葉市内に本社、又は事業所を有すること
- ☑ 育児休業を就業規則等に規定していること
- ☑ 常時雇用する労働者が300人以下であること
- ☑ 雇用保険適用事業主であること

（従業員）
- ☑ 千葉市内在住で、雇用保険に加入し、3歳未満の子に対して勤務を要しない日を除いて育児休業を連続10日以上取得すること
- ☑ ①育休終了後3か月以内②申請年度の3月31日
  ⇒①②のいずれか早い日時に提出すること
- ☑ 職場復帰後1か月以上勤務すること

※上記要件の全てに該当

2　申請書類の準備

（事業主）
- ☑ 育児休業に関する就業規則等の写し
- ☑ 雇用保険適用事業所設置届の写し
- ☑ 育児休業取得状況及び職場復帰状況を確認できるもの（出勤簿など）

※事業主分と従業員分をあわせて申請いただく必要があり、一方のみでの申請はできません。

（従業員）
- ☑ 千葉市内在住であること（住民票など）
- ☑ 育休に起因する子との親子関係を証明できること（母子手帳など）

準備完了

3　申請書類の提出

☑郵送申請
〒260－8722
千葉市中央区千葉港1-1　新庁舎高層棟8階
こども未来局 幼児教育・保育部　幼保支援課
支援班　TEL　043－245－5105
（※窓口提出も可能）

申請書ダウンロードはこちら

パソコンの場合は、【千葉市　育休取得促進奨励金】で検索してください。

注意！

事業期間は令和6年4月1日～令和7年3月31日です。
※令和7年4月以降は要件を見直しする可能性があります。

令和６年度　両立支援等助成金（出生時両立支援コース）のご案内

男性労働者が育児休業を取得しやすい雇用環境整備や業務体制整備を行い、育児休業を取得した男性労働者が生じた中小企業事業主に支給します。

		支給額
①	第１種	1人目：20万円　※雇用環境整備措置を４つ以上実施の場合 30万円 2人目・3人目：10万円
②	第２種	1事業年度以内に30ポイント以上上昇した場合：60万円 2事業年度以内に30ポイント以上上昇した（または連続70%以上）場合：40万円 3事業年度以内に30ポイント以上上昇した（または連続70%以上）場合：20万円 ※プラチナくるみん認定事業主は15万円加算

※第２種は１事業主につき１回限りの支給。
※第１種の対象となった同一の育児休業取得者の同一の育児休業について、育児休業等支援コース（育休取得時等）との併給はできません。

育児休業等に関する情報公表加算

※出生時両立支援コース（第１種）について、１回のみ加算

支給額
２万円

- **自社の育児休業の取得状況**（男性の育児休業等取得率、女性の育児休業取得率、男女別の育児休業取得日数）を**「両立支援のひろば」サイト上で公表**した場合に**支給額を加算**

おもな要件

① 第１種（男性労働者の育児休業取得）

- 育児・介護休業法に定める**雇用環境整備の措置を複数実施**
  ※１人目：２つ以上、2人目：３つ以上、３人目：４つ以上（産後パパ育休の申出期限設定状況で１つ追加の場合あり）
- 育児休業取得者の業務を代替する労働者の、**業務見直しに係る規定等を策定**し、当該規定に基づき**業務体制の整備を実施**
- 男性労働者が子の出生後８週間以内に開始する**一定日数以上の育児休業**を取得
  ※１人目：５日（所定労働日４日）以上、2人目：10日（所定労働日８日）以上、３人目：14日（所定労働日11日）以上

② 第２種（男性の育児休業取得率の上昇等）

- **第１種の助成金を受給済である**
- 育児・介護休業法に定める**雇用環境整備の措置を複数実施**
- 育児休業取得者の業務を代替する労働者の、**業務見直しに係る規定等を策定**し、当該規定に基づき**業務体制の整備を実施**
- 第１種（１人目）の申請をしてから**３事業年度以内**に、**男性労働者の育児休業取得率（%）の数値が30ポイント以上上昇**

  または

  第１種（１人目）の申請年度に**子が出生した男性労働者が５人未満かつ育児休業取得率が70%以上**の場合に、その後の**３事業年度の中で２年連続70%以上となる**
- 第１種（１人目）の申請対象労働者以外で、男性の育児休業取得者が２人以上生じている

◎支給申請書や記載例は、厚生労働省HPからダウンロードできます。
◎その他詳しい支給の要件や手続等については、厚生労働省HPをご参照いただくか、
千葉労働局　雇用環境・均等室（☎043-306-1860）へお問い合わせください。

両立支援等助成金　厚生労働省　検索

QRコード

くるみん認定を目指しませんか？

くるみん認定制度とは、次世代育成支援対策推進法に基づき、一般事業主行動計画を企業が策定し、行動計画に定めた目標を達成したことや、男性の育児休業等取得率などの一定の認定要件を満たして申請を行った場合に、「子育てサポート企業」として、厚生労働大臣が認定する制度です。

くるみん認定を受けると、認定マークを商品、広告などに付けることができ、認定を受けたことを対外的に明らかにすることで、学生や社会一般へのイメージアップや優秀な従業員の採用・定着などにつながります。

くるみん認定制度の問い合わせ先：千葉労働局　雇用環境・均等室　指導部門　☎ 043－221－2307

くるみん認定マーク

くるみん認定を取得すると、千葉市中小企業資金融資で優遇（SDGs推進支援制度）を受けることができます！

【優遇内容】対象融資メニュー利用時、「利子に対する補助割合を0.5%上乗せ」及び「借入時の金利を0.1%引き下げ」

SDGs推進支援制度の問い合わせ先：千葉市 経済農政局 経済部 産業支援課　☎ 043－245－5284